

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が存否を含めて非開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立人が、条例第6条の規定に基づき、平成13年1月31日付けで行った「〇〇〇に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく申請書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関は、平成13年2月13日付け障福第1000号で、存否を含めて非開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

条例第8条第2号（個人情報）ただし書のいずれにも該当する。

公務員は精神障害者の人権を重んじ、異議申立人の肉親の公文書開示を許せと請求するものである。また、県の情報公開条例には精神障害者に関する規定はなく、非開示の対象外である。

よって、非開示は不当である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 対象公文書について

精神障害者又はその疑いがある者を知った者は、誰でも、その者について精神保健指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができることになっている。

この精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく申請書（以下「対象公

文書」という。)の記載事項については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定されているほか、申請書の様式は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則で定められている。

(2) 非開示理由

条例第8条第2号該当性について

当該公文書に記載されている「① 申請者の住所、氏名及び生年月日、② 被診察者の現在場所、住所、氏名、性別及び生年月日、③ 病状の概要、④ 現に本人の保護の任に当たっている者がいるときはその者の住所及び氏名」については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、本件処分は開示請求に係る公文書の存否を前提としたものではない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年4月13日	諮問を受けた。
平成13年4月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成13年5月9日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成13年5月30日	諮問の審議を行った。
平成13年6月18日	諮問の審議を行った。
平成13年7月30日	諮問の審議を行った。(実施機関から非開示理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
平成13年8月31日	諮問の審議を行った。
平成13年10月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 対象公文書の性格及び内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により、精神障害者又はその疑いがある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができることになっている。

申請書の記載事項については、この法律第23条に規定されているほか、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則で定められており、「① 申請者の住所、氏名、生年月日及び性別等、② 被診察者の住所、現在場所、氏名、生年月日及び性別等、③ 病状の概要、④ 現に本人の保護の任に当たっている者があるときはその者の住所、氏名、生年月日及び性別等」を記載するようになっている。

イ 条例第8条第2号本文の該当性について

条例第8条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、開示しないことができると規定している。

条例第8条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状況、病歴等個人の心身の状況に関する情報、婚姻歴、家族状況、生活記録等個人の家庭等の状況に関する情報、学歴、職歴等個人の経歴に関する情報、団体活動記録、交際関係等個人の社会活動に関する情報、所得、資産等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいう。

そこで、本件対象公文書が仮に存在するとして、この規定に該当するかどうかについて検討すると、申請者や被診察者等の住所、氏名、生年月日及び性別など特定個人が識別される情報のほか、被診察者の病状の概要を記載するなど、個人に関する情報が全般的に記載されていることとなり、本号本文に該当すると判断する。

ところで、異議申立人は、「異議申立人の肉親の公文書開示を許せと請求するものである。」と主張しているが、条例に基づき開示請求された公文書の開示・不開示の決定は開示請求が県民のいずれからなされても同じ結論になるべきものであり、個人に関する情報について、例えば、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、不開示とすることになるものである。

このため、異議申立人が肉親の情報を知りたいという気持ちは心情的に理解できる面もあるが、異議申立人の主張するように解釈することはできないと判断する。

ウ 条例第8条第2号ただし書の該当性について

本号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められ

るもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

そこで、本件対象公文書が仮に存在するとして、ただし書に該当するか否か検討したが、いずれもただし書には該当しないものと判断する。

エ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

本件対象公文書に対して適用される条例には、公文書の存否に関する情報についての規定はないが、平成13年10月18日付け答申第40号で判断したとおり、当該公文書の存否自体を答えると、不開示情報の規定により保護される利益が害される場合には、公文書の存否を含めて不開示情報に含まれると解するのが相当である。

そこで、本件対象公文書について検討すると、特定個人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく申請書であり、当該公文書の存否自体を答えると、不開示情報の規定により保護される利益が害される場合に該当すると判断されるため、公文書の存否を含めて不開示とすることは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。